

国営ひたち海浜公園節電計画

関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所においては、「国土交通省節電実行計画(平成23年6月20日)」(別掲)に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日(平日の9時から20時)までの期間、基準電力値に比して、原則15%にあたる144kw以上を抑制します。

○ 区分A

(大口需要設備(500kW以上)及び大口需要設備(500kW以上)の一部としての需要設備(電気事業法第27条に基づく電力使用制限の対象設備))

※基準電力値は、経済産業省からの通知書上の基準電力値(「第2記載の需要設備についての制限に関し、指定する電力の値」としてあります(が、使用電力上限値については、昨年のピーク期間・時間帯(7月から9月(平日)の9時から20時)の1時間単位の使用最大電力の85%としてあります。)

設備名	国営ひたち海浜公園
所在地	茨城県ひたちなか市馬渡字大沼605-4
基準電力値	960kw
使用電力上限値	816kw
節電に係る具体的取組	
(1) 園内施設(遊具等)に係る節電	
・使用電力量の多い施設の稼働停止又は抑制	
・使用電力量の多い施設の同時刻稼働を抑制	
(2) 照明、OA 機器に係る節電	
① 照明に係る節電	
・利用者の安全を確保したうえでの園内照明灯の部分消灯	
・執務室、廊下、階段の照明灯の部分消灯	
② OA 機器、その他の機器に係る節電	
・使用していないOA機器等の電源プラグを抜くことによる待機電力の削減	
・冷蔵庫、給茶器、電気ポット、扇風機等の電化製品の使用制限	
・パソコンのディスプレイの輝度低減、スリープモード等の活用	
・プリンタ、コピー機等の OA 機器の稼働台数制限	
(3) 空調に係る節電	
① 空調温度を原則 28 度とすることの徹底	
② 園内施設、執務室等に設置している個別空調設備の使用制限	
③ ブラインドの適切な調整	
④ クールビズの徹底、強化	
(4) 共有部分等の節電	
① エレベーターの運転の停止	
② 暖房便座、温水洗浄便座の停止	
③ 自動販売機の消灯	

